

ID: 405

担当部署: 上下水道局

処分の概要	設計及び施行の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市水道給水装置規程 第5条		
例 規 番 号	平成30年上下水道局規程第15号		
【根拠条文】 (禁止事項) 第5条 次に該当する設備の設計及び施行をしてはならない。 (1) 加圧ポンプその他ポンプとの直結 (2) 圧力水槽との直結 (3) 井、河水、その他供給管との直結 (4) 給水管に汚水が逆流するおそれのある装置との直結 (5) 給水機械器具との直結。ただし、特に市長の許可を得た場合はこの限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 30 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 4 年 2 月 28 日